

公募型プロポーザルの実施（公告）

大規模輸出産地モデル形成等支援事業に係る長崎 GFP 輸出促進業務委託の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 7 年 10 月 8 日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 業務概要

- (1) 業務の名称 大規模輸出産地モデル形成等支援事業に係る長崎 GFP 輸出促進業務委託
- (2) 業務内容 公募型プロポーザル募集要領による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

2. プロポーザルに参加する者の資格要件

- (1) 期日までに公募型プロポーザル参加表明書（様式 1）及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること
- (2) 令和 5 年 4 月 1 日から申請書提出期限までに、当該業務と類似した業務の実績を有する者

3. プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人及び未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止又は指名除外の措置を長崎県、国及び他の地方公共団体から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (7) 参加表明書の提出期限の日及び見積執行期日以前 6 か月以内に、電子交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号の規定に該当する者

- (10) 長崎県暴力団排除条例(平成 23 年長崎県条例第 47 号)第 33 条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から 2 年を経過していない者
- (11) この公告の日から見積執行期日の前日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

4. 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及びプロポーザル募集要領等の関係資料は、県の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までの間、10 に定める機関で配布するほか、次に示す長崎県のホームページに令和 7 年 10 月 14 日(火)まで掲載する。

URL: <https://www.pref.nagasaki.jp/object/nyusatsu-chotatsujoho/gyomuitaku/750712.html>

5. 参加申込の方法等

プロポーザルに参加したい者は、公募型プロポーザル参加表明書(様式 1)及び関係書類を次により提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送(書留)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 10 に定める機関
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出期間 令和 7 年 10 月 8 日(水)から令和 7 年 10 月 14 日(火)までの間(県の閉庁日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。)

6. 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加表明書及び関係書類を確認し、確認結果を令和 7 年 10 月 16 日(木)までに申請者へ通知する。

7. 企画提案書の提出方法等

別添の募集要領により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送(書留)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
また、提出書類のデータ(PDF)も電子メールで提出すること。
- (2) 提出先 10 に定める機関
- (3) 提出部数 6 部
- (4) 提出期間 令和 7 年 10 月 27 日(月)までの間(県の閉庁日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。)
参加資格審査の結果通知受領後に提出すること。

8. 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、大規模輸出産地モデル形成等支援事業に係る長崎 GFP 輸出促進業務委託に係るプロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

9. 契約の締結

長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）の規定により、最優秀提案者と本委託業務についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、当該提案者との契約が成立しない場合には、次点となった提案者と契約締結の交渉を行う。

10. プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

（住所）〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3 - 1
（名称）長崎県 農林部 農産加工流通課 企画・輸出振興班
（電話）095-895-2997 （ファクシミリ）095-895-2592
（メールアドレス）s07065@pref.nagasaki.lg.jp

11. その他

- （1）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。
- （2）この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書 4 に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- （3）本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則によるものとする。